

# 中央家畜衛生広報

福島県中央家畜保健衛生所

〒963-6311 石川郡玉川村大字岩法寺字新屋敷114-12

TEL 0247-57-6131 FAX 0247-57-6144

死亡牛搬入専用TEL: 090-5844-5300

E-mail kaho.lhs08@pref.fukushima.lg.jp



令和5年8月号

## 夏季休暇期間中の防疫対策の徹底

家畜の重大な疾病である**口蹄疫**は、依然としてアジアで広く発生しており、本年5月に韓国での発生が確認されています。過去の日本における発生では、韓国での発生後に続いて発生していることから特に警戒が必要です。

**アフリカ豚熱** (ASF) は、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる致死率の高い伝染病で、近年、ヨーロッパ及びアジアの地域で発生が拡大し続けています。検疫所において、海外からの入国者が違法に持ち込もうとした肉製品からASFウイルスが検出される事例もあり、国内への侵入リスクは高い状況です。

新型コロナウイルスに伴う渡航や入国の規制が解除され、口蹄疫、アフリカ豚熱等の発生地域からの人・モノの移動が増加することが予想されますので、さらなる対策の強化が必要です。

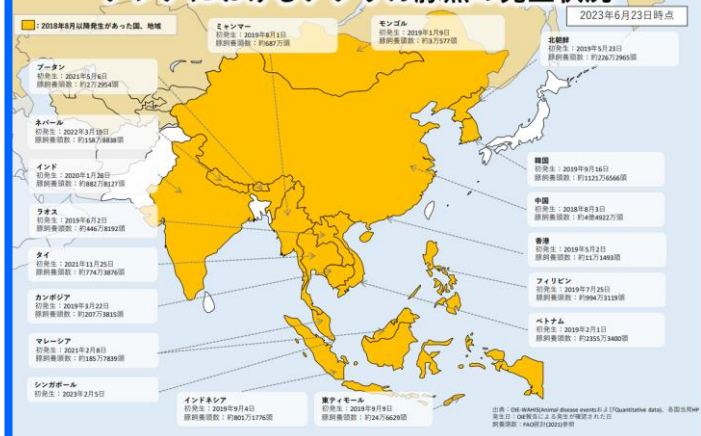
### 口蹄疫の発生状況（韓国）

### アフリカ豚熱の発生状況（アジア）

韓国における口蹄疫の状況（2023年5月以降）



アジアにおけるアフリカ豚熱の発生状況



下記を中心とした防疫対策に万全を期するようお願いします。

## 1 畜産関係者等の渡航自粛

- ・口蹄疫、アフリカ豚熱等の発生地域への不要不急の渡航は避ける

## 2 消毒及び衛生管理区域への病原体持込み防止の再徹底

- ・必要のない者を衛生管理区域（特に畜舎）へ立ち入らせない
- ・衛生管理区域専用の手袋・長靴の着用、手指や物品の消毒実施
- ・踏込消毒槽は少なくとも1日1回は交換し、畜舎の出入りの際は必ず靴底を消毒する
- ・野生動物侵入防止対策の定期的な点検

## 3 毎日の健康観察、早期発見・早期通報の徹底

- ・飼養家畜の毎日の健康観察を入念に行う
- ・口蹄疫、アフリカ豚熱等の特定症状を呈している家畜を発見したときは速やかに家畜保健衛生所へ届け出る

# 口蹄疫、アフリカ豚熱の症状とは？

**口蹄疫**は、口唇や舌、乳頭、蹄などに水疱（水ぶくれ）やびらん、痂皮（かさぶた）ができます。牛・豚・めん山羊などが感染します。

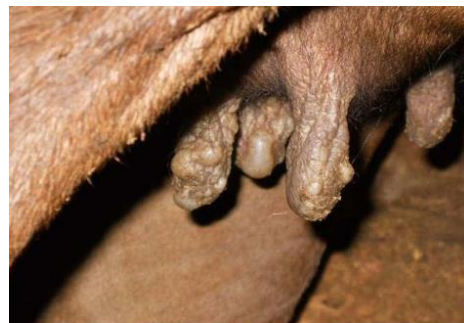
牛



歯床部粘膜のびらん(黒毛和種)

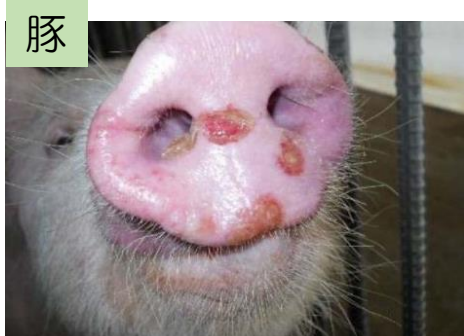


舌のびらん(黒毛和種)



乳頭の水疱(黒毛和種)

豚



鼻平面の潰瘍



蹄冠部皮膚のびらん



乳房、乳頭の水疱、びらん、痂皮

**アフリカ豚熱**は、症状が多岐に渡り、急死や40～42℃の発熱、皮下出血、粘血便、チアノーゼなどが見られ、ほぼ100%死亡します。

家畜保健衛生所は、土日祝日・夜間等も電話がつながります



# シーズン前にHPAI対策の確認を！

令和4年シーズンの高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）は、過去最多の26道県84事例の発生があり、県内でも初となる2事例の発生がありました。9月下旬から野鳥の斃死体や糞便からHPAIウイルスが確認され、家きんでのシーズン初発も10月と今までで最も早い時期だったことも特徴です。次のシーズンに向けてHPAI対策を早め確認しましょう。

また、令和4年シーズンの採卵鶏発生事例ではウインドウレス鶏舎での発生が約半数を占め、このうち一部では入気口や天井裏に野生動物が侵入した痕跡も見られました。野生動物の対策も重要であることがわかります。令和4年シーズンの疫学調査結果から、対策のポイントが示されましたので、一部を抜粋してご紹介します。

## 1 重点対策期間

- 渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には防疫体制を整備
- 11月から1月は重点的に対策を徹底する必要
- 渡り鳥の飛来や北帰行時期に合わせた期間に重点的に対策

## 2 農場及び家きん舎への人・物を介したウイルス侵入防止

- 農場周辺環境はウイルスに汚染されていることを前提に、家きん舎への病原体侵入リスクを低減できるよう衛生管理区域を設定
- 衛生管理区域に出入りする車両、人、物品を適切な場所や方法で消毒、更衣させる
- 家きん舎への立入時に専用靴への履替え、手指消毒及び手袋交換
- 全ての作業従事者及び外来者にこれらの衛生対策を実施させる

## 3 農場及び家きん舎への野鳥・野生動物の侵入防止

- 農場内の整理整頓、こぼれ餌の片付け、定期的な除草
- 堆肥舎や鶏糞搬出口に防鳥ネット等の覆いを設置
- 野生動物を誘因しないように廃棄卵や家きん死体を適切に処理
- 家きん舎の屋根や入気口に野鳥避けを設置

全文は農林水産省HPから閲覧できます。

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第86回家きん疾病小委員会・令和4年シーズン第2回高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム検討会 合同会合の概要  
[https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/eisei/kakin/kakin\\_86/kakin\\_86.html](https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/eisei/kakin/kakin_86/kakin_86.html)

# 死亡家畜の適正処理について

家畜の死体は、廃棄物処理及び清掃に関する法律（以下廃掃法）第2条で「**産業廃棄物**」に規定されており、廃掃法第16条及び化製場に関する法律（以下化製場法）第2条2項に基づき、適正に処理（専門業者に運搬、処理を委託）しなければいけません。

先日、県内の酪農施設において、適正な処理を行わず死亡家畜を敷地内に埋却した疑いで警察による強制捜査が行われる事案が発生しました。死亡した家畜は、廃掃法、化製場法及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（牛トレーサビリティ法）に基づく適正な処理を行うようにしてください。

## 1 死亡家畜の処理について

(1) 死亡家畜は、みだりに焼いたり埋めたりして処分することはできません。

(2) 死亡家畜の処理（運搬や処分のこと。処分には再生処理も含まれます。）を業者に委託する場合は、原則として廃棄物処理法に基づく許可を有する処理業者に委託しなければなりません。

(3) 死亡牛のみを扱っている運搬業者や、化製場において死亡牛のみの処分を行っている業者に、死亡牛の処理を委託する場合は、それらの業者が廃棄物処理法の許可を有していなくても委託できます。

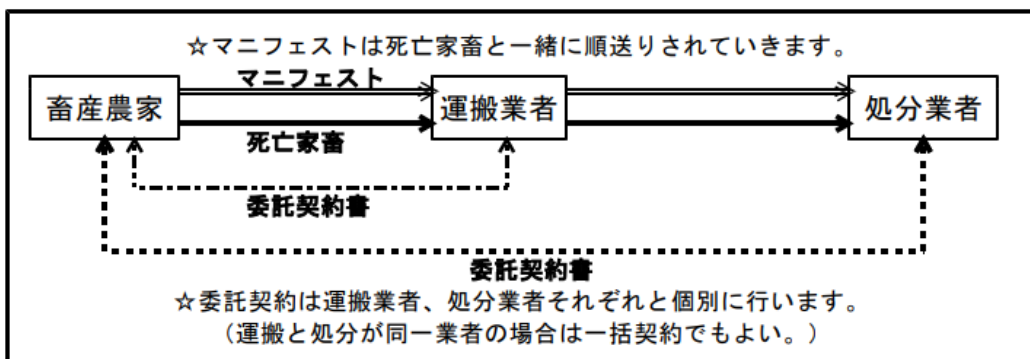
## 2 委託契約及び産業廃棄物管理票について

(1) 死亡家畜の処理を業者に委託する場合は、書面により委託契約を締結しなければなりません。

(2) 死亡家畜を業者に引き渡す時には、排出者である畜産農家が産業廃棄物管理票（マニフェスト）を用意し、業者に対して発行しなければなりません。

※マニフェスト用紙は、(社)福島県産業廃棄物協会(TEL024-524-1953)で販売しています。

(3) 委託契約及びマニフェストは、家畜伝染病予防法の規定により死亡家畜を処理する場合を除いて、すべての場合で必要です。



契約書やマニフェストについてのお問い合わせ先は以下のとおりです。

機関名	電話番号	管轄する地域
県中地方振興局 環境課	024-935-1502	須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡
県南地方振興局 環境課	0248-23-1420	白河市、西白河郡、東白川郡
郡山市 廃棄物対策課	024-924-3171	郡山市
いわき市 廃棄物対策課	0246-22-7604	いわき市